

平成20年7月18日

各位

第一フロンティア生命保険株式会社

～第一生命グループ～ 第一フロンティア生命
7月22日より野村証券株式会社において
第一フロンティア投資型年金
(年金原資保証型)

を販売開始

年金原資保証型変額個人年金保険

第一フロンティア生命保険株式会社（社長：高野 茂徳、以下「第一フロンティア生命」）は、平成20年7月22日より野村証券株式会社（執行役社長兼CEO：渡部 賢一）において、“投資する楽しみ”（分散投資）に“最低保証の安心”（年金原資保証）がついた**年金原資保証型変額個人年金保険「第一フロンティア投資型年金（年金原資保証型）」**の販売を開始いたします。

本商品は、お客さまにとってわかりやすい商品性を追求し、シンプルな年金原資保証タイプの年金商品といたしました。

本商品の特別勘定は、「資源国にも投資する特別勘定」と「新興国にも投資する特別勘定」のいずれかをお客さまにお選びいただける特徴があります。お客さまの契約初期費用のご負担がないので、一時払保険料の全額を特別勘定で運用できます。契約日から最短1年経過以後、年金受取を開始することもできます。

また、運用実績にかかわらず、ご契約時に定めた運用期間（10～20年）に応じて、基本保険金額（一時払保険料相当額）の100%から110%の金額が運用期間満了時の年金原資額として最低保証されますので安心です。（運用期間が1年長くなるごとに、1%ずつ年金原資保証金額が増える仕組みです。）

第一フロンティア生命は、第一生命保険相互会社（社長：斎藤 勝利、以下「第一生命」）の全額出資により、国内初の「生命保険会社全額出資による生命保険子会社」として誕生、平成19年10月より販売開始いたしました。銀行・証券会社等を通じた貯蓄性保険等の販売事業（窓販事業）向けに商品供給を行う、新しい生命保険会社です。

第一フロンティア生命は、第一生命の伝統や理念を受け継ぎつつ、常にフロンティア・スピリット溢れる創造的な生命保険会社として、第一生命グループの総合力を最大限に生かし、お客さまのニーズに対応した商品・サービスをタイムリーに提供してまいります。

* 「第一フロンティア投資型年金（年金原資保証型）」は、野村証券における「年金原資保証型変額個人年金保険」の販売名称です。

以上

第一フロンティア投資型年金 (年金原資保証型)

の特徴としくみ

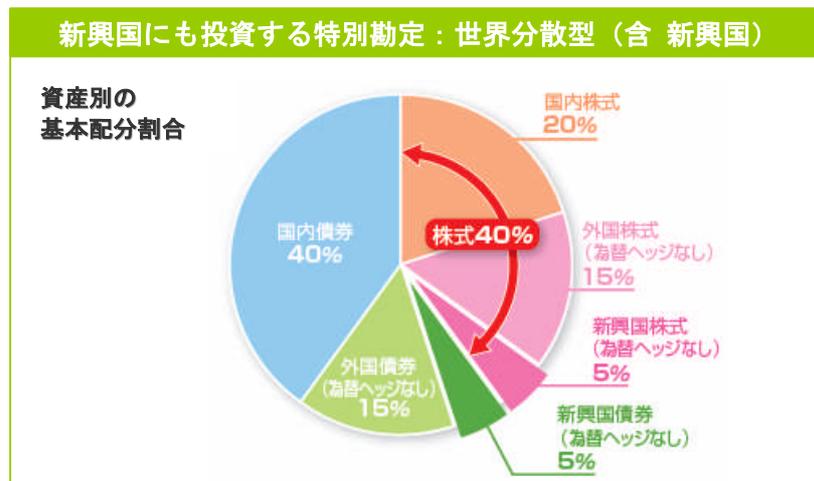
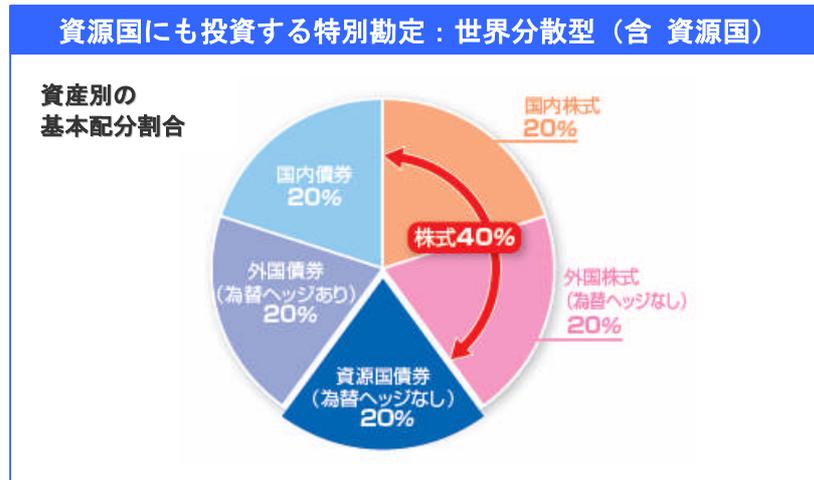
年金原資保証型変額個人年金保険

1. 投資する楽しみがあります。

- 国内外の株式を40%組み入れ、世界中の幅広い収益機会をとらえつつ、長期的な資産の成長を目指す「資源国にも投資する特別勘定」と「新興国にも投資する特別勘定」のいずれかをお選びいただけます。

※積立金の移転（スイッチング）のお取り扱いはありません。

- 契約初期費用のご負担がないので保険料の全額を特別勘定で運用できます。



2. 最低保証の安心があります。

- 運用結果が思わしくなかった場合でも、運用期間満了時の年金原資額は、基本保険金額（一時払保険料相当額）の100%（運用期間10年）～110%（運用期間20年）が最低保証されます。

※運用期間中に解約された場合等、解約返還金額が一時払保険料相当額を下回ることがあります。

- 運用成果としての年金原資は、お客さまのライフプランにあわせて年金または一括で受け取ることができます。
- 運用期間中に被保険者が死亡された場合も、運用実績にかかわらず基本保険金額（一時払保険料相当額）の100%を最低保証します。
- 契約日から1年経過以後、ご契約者さまからの申し出に応じて、その時点の解約返還金を年金原資として、年金受取を開始することができます。

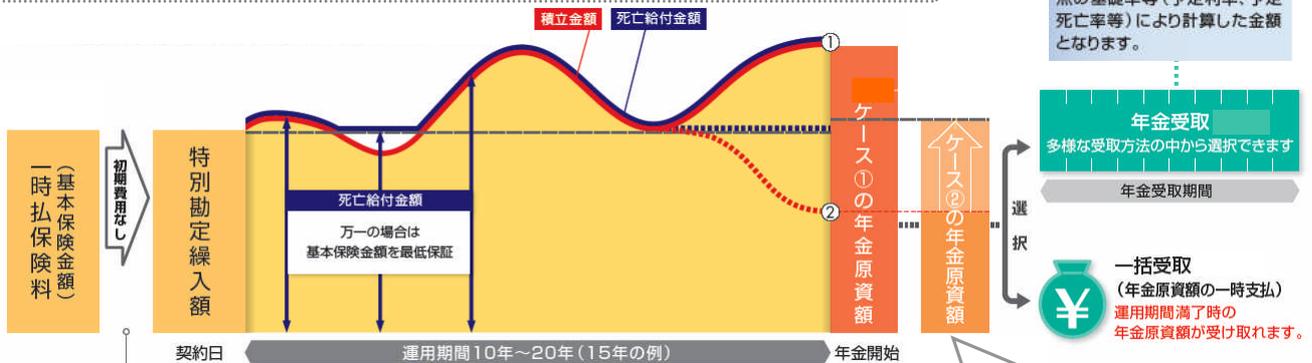
【しくみ図】

ケース① 運用期間満了時に積立金額が年金原資保証金額を上回った場合

年金原資額＝積立金額

ケース② 運用期間満了時に積立金額が年金原資保証金額を下回った場合

年金原資額＝年金原資保証金額



- 年金原資額は年金支払開始日の前日末の特別勘定の運用実績により増減する積立金額または年金原資保証金額のいずれか大きい金額となります。

[年金原資保証金額] = 基本保険金額 × 運用期間ごとに定める率

※運用期間ごとに定める率

運用期間	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
率	100%	101%	102%	103%	104%	105%	106%	107%	108%	109%	110%

主なお取り扱いについて

一時払保険料	200万円以上5億円以下（1万円単位）
契約年齢	0歳～80歳（ご契約日における被保険者の満年齢）
運用期間	10年～20年から選択 (年金受取開始年齢（＝契約年齢＋運用期間）の上限は90歳となります。)
年金種類	<ul style="list-style-type: none"> 確定年金（ご契約時には、3～7年・10年・15年・20年からお選びください） 10年保証期間付終身年金 死亡時保証金額付終身年金 ※年金の支払にかえて、年金原資額を一時に受取ることができる制度（年金原資額の一時的支払）もごさいます。
告知の取り扱い	保険契約者および被保険者に対し、告知を求めません。
付加できる特約	<ul style="list-style-type: none"> 運用期間中年金支払移行特約 死亡給付金の年金払特約

*この商品はクーリング・オフ制度の対象です。

この保険のご検討にあたっての留意事項

投資リスクについて

この保険は、国内外の株式・債券などで運用しており、運用実績が積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの増減につながるため、株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、解約返還金額などは一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

費用について

この保険にかかる費用は、運用期間中は「保険契約関係費」「資産運用関係費」の合計額、年金受取期間中は「保険契約関係費（年金管理費）」となります。ただし、一定期間内の解約時などには、この他に別途「解約控除」がかかります。

1. ご契約時

ご契約時にご契約者にご負担いただく費用はありません。

2. 運用期間中

①すべてのご契約者にご負担いただく費用

項目	費用	時期
保険契約関係費 死亡給付金・年金原資の最低保証や、ご契約の締結・維持などに必要な費用です。	特別勘定の資産総額に対して、 年率2.52%	左記の年率の1/365を積立金から 毎日控除します。
資産運用関係費（※） 運用にかかわる費用として、投資対象となる投資信託にかかる信託報酬などです。	信託報酬は、投資信託の資産総額 に対して 年率0.2625%（税抜0.25%）	左記の年率の1/365を投資信託の 信託財産から毎日控除します。

※上記の信託報酬の他、信託事務に関する諸費用、監査報酬、有価証券の売買委託手数料および消費税等を間接的にご負担いただくことがあります。なお、売買委託先、売買金額等によって手数料率の変動するなどの理由から、これらの計算方法は表示しておりません。記載の信託報酬は2008年5月現在の数値であり、運用会社により今後変更される場合があります。

②特定のご契約者にご負担いただく費用

項目	費用	時期
解約控除 契約日から10年未満の運用期間中に解約・減額または「運用期間中年金支払移行特約」を付加した場合にかかる費用です。	基本保険金額（減額の場合は減額する部分の基本保険金額）に経過年数別の解約控除率を乗じた金額 ※解約控除率は【別表】参照	解約・減額または「運用期間中年金支払移行特約」を付加した時の積立金から控除します。

【別表】解約控除率

経過年数	1年未満	1年以上	2年以上	3年以上	4年以上	5年以上	6年以上	7年以上	8年以上	9年以上	10年以上
		2年未満	3年未満	4年未満	5年未満	6年未満	7年未満	8年未満	9年未満	10年未満	
解約控除率	7.0%	6.3%	5.6%	4.9%	4.2%	3.5%	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%	0.0%

3. 年金受取期間中

年金支払開始日以後にご負担いただく費用

項目	費用	時期
保険契約関係費 (年金管理費) (※) 年金支払管理に必要な費用です。	受取年金額に対して 1.0%	年金支払開始日以後、年金支払日に責任準備金から控除します。

※年金額は、年金支払開始日以後、年金（死亡時保証金額付終身年金の場合の死亡時保証金額を含みます。）の支払いとともに費用を控除する前提で算出されますので、費用が年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費（年金管理費）は2008年5月現在の数値であり、将来変更することがありますが、年金受取開始時点の保険契約関係費（年金管理費）は、年金受取期間を通じて適用されます。なお、「死亡給付金の年金払特約」および「運用期間中年金支払移行特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取り扱いとなります。

その他ご留意いただきたい事項について

- ・ 運用期間中に解約・減額された場合の解約返還金額には最低保証はありませんので、一時払保険料相当額を下回る場合があります。（運用期間中年金支払移行特約により年金移行する場合においても、年金原資額となるのは解約返還金額であるため同様です。）
- ・ 年金原資額が保証されるのは運用期間満了時のみとなります。

この資料は商品の概要を説明したものです。ご検討、お申込みに際しては、専用のパンフレットおよび「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」等を必ずご確認ください。

(登)C20F0080(H20.7.16)